

農業を経営する皆様へ

全ての農産物を対象に収入減少を補てんします！！

「収入保険」

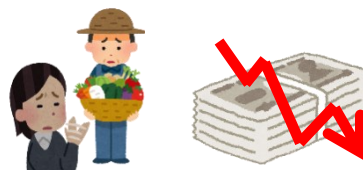


農業で新しい品目の導入、販路拡大などを検討しているんだけど、**様々なリスクがあるんだよねー**。

自然災害や病虫害、鳥獣害
などで収量が下がった



市場価格が下がった



災害で作付不能になった



けがや病気で収穫が
できない



倉庫が浸水して
売り物にならない



取引先が倒産した



盗難や運搬中の事故
にあった



輸出したが為替変動
で大損した



収入保険は様々なリスクから
農業経営を守ります！



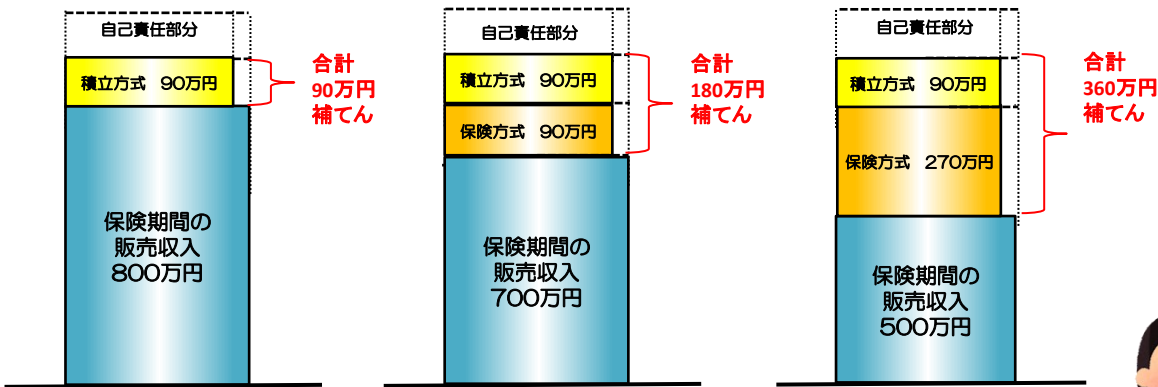
様々なリスクに備えて収入保険に加入しましょう！

※青色申告の実績が1年以上ある農業経営者が対象になります。
(例えば、令和8年(2026年)より青色申告を開始した方は、令和9年(2027年)からの収入保険に加入できます。)
※青色申告実績の年数に応じて補償限度額の上限が変わります。



基準収入金額が1,000万円の場合、
どのくらい補てんされるの？

保険期間の農産物の販売収入が900万円を下回った場合に補てん
されます(※)



農業者ごとに、保険期間の収入が基準収入の9割(補償限度)を下回った
場合に、下回った額の9割(支払率)を補てんします。

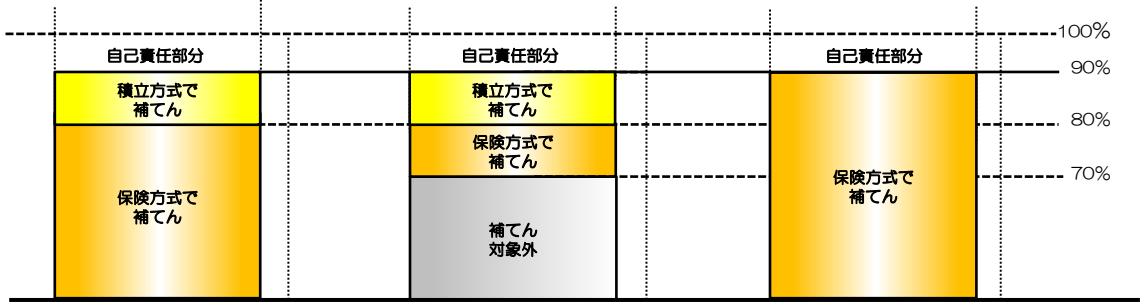
(※) 掛捨ての保険方式の補償限度80%と掛捨てではない積立方式の補償幅10%で加入した場合です。



保険料等はいくらくらいなの？

「保険方式と積立方式」の組合せや「保険方式のみ」での加入ができます。
また、下限設定をすることにより保険料等の負担が軽減されます。

(青色申告実績が5年以上の場合) (90%を上限として選択)



例①
保険方式80%+積立方式10%

保険料	10,8万円
積立金	22,5万円
付加保険料 (事務費)	2,2万円
合計	35,5万円

例②
保険方式80%+積立方式10%
(下限70%)

保険料	6,1万円
積立金	22,5万円
付加保険料 (事務費)	1,9万円
合計	30,5万円

例③
保険方式90%のみ

保険料	23,0万円
積立金	—
付加保険料 (事務費)	2,2万円
合計	25,2万円

例①に比べ保険料負担が約4割軽減されます。 例①に比べ約3割負担が軽減されます。



各種試算は
全国連HPから！

NOSAI全国連のホームページはこちら

(各種試算のページ)

<https://www.nosai-zenkokuren.or.jp/>



収入保険の仕組み

農業者が保険期間に生産・販売する農産物の販売収入全体が対象です。

- 米、畑作物、野菜、果樹、花、たばこ、茶、しいたけ、はちみつ、生乳など、ほとんどの農産物をカバーします。簡易な加工品（精米、もち、荒茶、仕上茶、梅干し、干し大根、畳表、干し柿、干し芋、乾しいたけ、牛乳等）も含まれます。
- 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等が措置されているので対象外です。
- 他者から仕入れた農作物等の販売収入等は対象外です。
※収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度等の類似制度については、どちらかを選択して加入します。（5ページのQ4を参照）

保険金の受取りがなければ保険料は安くなります。

- 保険料率は、自動車保険と同様に保険金の受取実績に応じて、翌年の保険料率が変動します。

- **新規加入の場合、危険段階区分「0」の率が適用されます。**

ただし、青色申告提出年が5年の場合で次のいずれかの条件を満たす場合は危険段階区分「-2」の保険料率が適用されます。

- ・ 各年の実績農業収入金額が前年より上回っていること
- ・ 各年の実績農業収入金額がその平均の9割を下回っていないこと

- 保険金の受取りがなければ、1段階ずつ下がるのが基本です。

- 保険金の受取りがあれば、損害率（保険金÷保険料）の大きさに応じて段階は上がりますが、ただし極端に保険料が変動しないように上昇幅は年最大3区分まででとどまります。

危険段階別保険料率表

危険段階区分	保険料率 (国庫補助後)		
	保険方式80% + 積立方式10%	保険方式80% + 積立方式10% (下限70%)	保険方式補償充実タイプ (保険方式90%)
10	5.119%	2.877%	9.696%
9	3.553%	1.997%	6.731%
8	3.256%	1.830%	6.167%
7	2.957%	1.662%	5.601%
6	2.659%	1.494%	5.037%
5	2.379%	1.337%	4.507%
4	2.100%	1.180%	3.977%
3	1.820%	1.023%	3.448%
2	1.713%	0.963%	3.244%
1	1.605%	0.902%	3.041%
0	1.498%	0.842%	2.837%
-1	1.390%	0.781%	2.633%
-2	1.283%	0.721%	2.430%
-3	1.175%	0.661%	2.226%
-4	1.068%	0.600%	2.022%
-5	0.960%	0.540%	1.819%
-6	0.853%	0.479%	1.615%
-7	0.745%	0.419%	1.411%
-8	0.638%	0.358%	1.208%
-9	0.530%	0.298%	1.004%
-10	0.449%	0.253%	0.851%

(令和7年1月からの保険料率。国庫補助後)

- 保険料率には50%、積立金には75%、付加保険料には50%以内の国庫補助があります。

付加保険料（事務費）の割引について

- 付加保険料（事務費）の合計が15万円を超えた場合は、割引が適用されます。

付加保険料（事務費）の合計	割引額
15万円超30万円以下	15万円を超えた額に対し30%
30万円超	上記に加えて30万円を超えた額に対し70%

- 自動継続特約を付した場合やインターネット申請を行う場合は、割引が適用されます。

割引項目	割引額
自動継続特約	1,000円
インターネット申請	2,200円（新規加入申請時4,500円）
自動継続特約＋インターネット申請	3,200円（新規加入申請時4,500円）

収入保険の加入手続等のスケジュール

令和8年

～12月

加入申請手続

次の書類を作成します。

- ・収入保険加入申請書
 - ・農業経営に関する計画
 - 保険期間の営農計画
 - 農業経営の目標
 - ・過去の農業収入金額申告書（令和4年～令和7年分）
- 〈ご用意いただく資料〉
- ・青色申告決算書等の税務申告書類の写しなど（令和4年～令和7年分）

※ 1年分の青色申告の実績で加入する場合

- ・青色申告の承認申請について承認を受けた通知の写し
- ・青色申告承認申請書の写し

保険料、積立金、付加保険料の納付

保険料と積立金は、分割支払も選択できます（最終の納付期限は保険期間の8月末です。）

※ 分割支払は、支払月、支払回数を選択できます。

※ 保険料、積立金及び付加保険料は、口座振替です。



インターネット申請を行うと**付加保険料（事務費）の割引**があります。
インターネット申請には、eMAFFIDが必要となりますが、eMAFFIDの取得は、農業共済組合がサポートします。

(保険期間が 令和9年1月～12月の場合)

令和9年

1～12月

令和10年

保険期間終了後～6月

保険期間

(税の収入算定期間と同じ)

保険金等の 請求・支払

令和8年分の確定申告が終
わったら・・・

次の書類を作成します。

- ・過去の農業収入金額申告書
(令和8年分)
 - ・農業経営に関する計画
 - 保険期間中に見込まれる農業収入
金額
- 〈ご用意いただく資料〉
- ・青色申告決算書等の税務申告書類
の写しなど(令和8年分)

事故が発生したら・・・

・事故発生等通知書

自然災害などにより収入減少が見込まれるとき
は、**速やかに**事故の発生状況等を通知します。

翌年以降の保険契約で気象災害特例(6ページのQ
6参照)の適用を希望する場合は、被災状況が確認
できる画像を提出します。

※損害が大きく、資金が必要な方は、無利子のつなぎ融
資を申請することができます。

営農計画を変更したら・・・

・営農計画の変更通知

作付けする品目や面積などを変更するときは、営
農計画を変更します。

※原則、変更に係る農産物等の作付け後1月以内
に通知してください。

※各通知が遅れた場合は、保険金等の支払
が免責となりますのでご注意ください。

※農作業日誌、農産物の販売に関する帳簿(農産
物受払帳等において、販売金額、販売数量、事
業消費仕向け数量等)を必ず記帳します。

令和9年の保険期間が終
わったら・・・

会計帳簿等を整えて、確定申告に向
けて準備します。

- ・収入保険の保険金、特約補てん金(国
庫補助相当分)の見積りを行い、保険
期間の収入として申告します。



確定申告後、次の書類を作成し、保
険金・特約補てん金を請求します。

- ・保険期間の農業収入金額実績申告
書兼保険金等請求書

〈ご用意いただく資料〉

- ・青色申告決算書等の税務申告書類
の写しなど(令和9年分)



NOSA I 全国連が内容を審査後、
保険金・特約補てん金を支払いま
す。

収入保険に関するQ&A

Q1 収入保険の対象収入は、どのようにして計算するのですか。

- 1 自ら生産した農産物の販売収入全体を対象とします。
(仕入れた農作物等の販売収入等は対象外)
- 2 その把握については、税制度と整合した簡素な仕組みとするため、青色申告決算書における収入金額の算定方法に準じて、次のように計算します。なお、雑収入については、農産物の販売収入に関係のないものも含みますので、基本的には計算式には入れません。

$$\text{対象収入} = \text{農産物の販売金額} + \text{事業消費金額} + (\text{期末棚卸高} - \text{期首棚卸高})$$

Q2 税務申告上、雑収入として計上されるものは、基本的に、収入保険の対象収入に含めないとのことですが、雑収入の中で対象収入となるものがありますか。

雑収入として計上されているものであっても、農産物の販売金額と同等のものについては、収入保険の対象収入に含めることとしています。例えば、

- ① 農産物の精算金
- ② 畑作物の直接支払交付金、甘味資源作物交付金、でん粉原料用いも交付金及び加工原料乳生産者補給金の数量払
- ③ JTの葉たばこ災害援助金
等が該当します。

Q3 飼料用米の交付金にも数量払的な要素が入っていますが、対象収入に含まれるのですか。

飼料用米の交付金については、単収に応じて面積当たり単価が変動しますが、麦、大豆等の水田活用の直接支払交付金と同じ面積払であり、畑作物の直接支払交付金などの数量払とは性格が異なります。また、農業共済においても、飼料用米の交付金は補償の対象としていないことから、対象収入に含まれません。

Q4 収入保険と農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度については、どちらかを選択して加入するとのことですが、同時に加入できる事業はあるのでしょうか。

次の事業は、収入保険と同時に加入できます。

- ・野菜の価格下落時の出荷調整を支援する事業
(野菜需給均衡総合推進対策事業等)
- ・野菜の契約取引において不作時の数量確保を支援する事業
(契約指定野菜安定供給事業数量確保タイプ等)
- ・園芸施設共済(施設本体部分)
- ・果樹共済の樹体共済
- ・家畜共済(搾乳牛、繁殖雌牛等の固定資産及び育成乳牛(販売実績がなく保険期間中も販売しない酪農家が飼養するものに限る。)、疾病傷害共済)等

Q5 基準収入金額はどのように算定するのですか。

- 1 基準収入金額については、過去5年間の平均収入（5中5）を基本（過去5年間の青色申告実績がない場合は、実績のある年の平均収入）としつつ、保険期間の営農計画を考慮して設定します
- 2 具体的には、
 - ① 経営面積を拡大する場合は、過去の単位面積当たり平均収入及び保険期間の経営面積を用いて上方修正（保険期間の見込農業収入金額の範囲内）
 - ② 過去の単位面積当たり収入に上昇傾向がある場合は、過去5年間の単位面積当たり平均収入の上昇傾向を用いて上方修正（保険期間の見込農業収入金額の範囲内）
 - ③ 経営面積を縮小する場合や単収・単価の低い作物へ転換する場合などは、これらを加味して下方修正など、客観的な算定ルールを用いて設定します。
- 3 基準収入金額については、簡単に試算できるシミュレーションソフトを全国連合会のホームページで公開しています。
また、加入をご検討される際には、インターネット申請画面でも、シミュレーションを行うことができます。

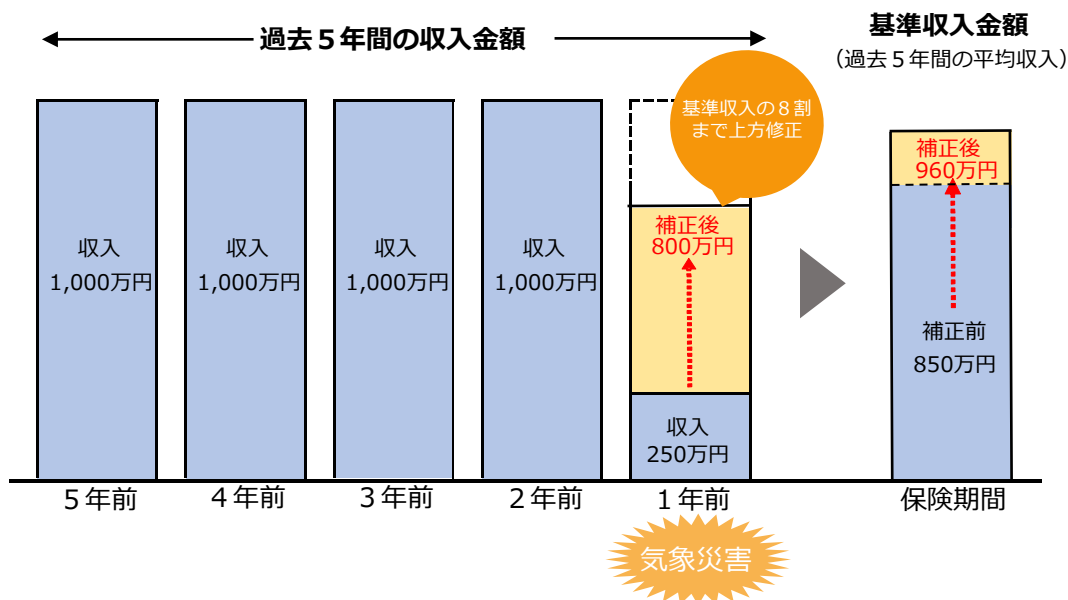
Q6 過去5年間のいずれかの年に、気象災害により収入が皆無となるような大きな災害があった場合、基準収入金額を過去5中5平均とすると、基準収入金額が大きく下がり、十分な補償にならないのではないのですか。

- 1 基準収入金額の計算に当たっては、気象災害年の収入減少の影響が緩和されるような仕組みを準備しています。

2 気象災害特例

過去に気象災害によって農作物が甚大な被害を受けた場合には、基準収入金額が著しく低くなり、十分な補償を受けられないといったことから、甚大な気象災害を受けた場合は、被害年の収入金額を翌年の基準収入金額を算定する際に補正できます。

補正の方法として、市町村長が交付する証明書等により気象災害の被害があったことの実事を明らかにし、被害年の実績農業収入金額が当該年の基準収入金額の8割未満に減少した場合に、基準収入金額の8割まで上方修正した上で、保険期間の基準収入金額を算定できます。



Q7 事故発生のお知らせは、どのような場合に行うのですか。

- 1 収入保険では、収入の減少が見込まれる事故が発生した場合に、事故発生のお知らせを義務づけていますが、具体的には、補てんの際に1割の自己責任部分があることを勘案し、原則として、農産物の種類ごとに1割以上の収入の減少が見込まれる事故の場合に通知を行います。
- 2 なお、通知は、メールや電話だけでなくインターネット申請を通じて行うこともできます。
- 3 その際、翌年以降の保険契約で気象災害特例の適用を希望する方は、被災状況が確認できる画像を提出して下さい。

※通知が遅れた場合、現地で事故状況の確認ができなくなることから、保険金等の支払が免責される場合があります。

Q8 保険期間に大きな損害があり、収入減が見込まれるときに、何か手当はありますか。

農業者の中には自然災害等の発生時に当座の資金が必要となる場合もあることから、希望する加入者に対して全国農業共済組合連合会が無利子（※）でつなぎ融資を行うこととしています。

※償還期限までに借入金を返還しなかった場合は、借入元金に対して償還期限の翌日から償還した日までの期間に応じて損害金が発生します。

Q9 保険料、積立金、付加保険料の税務上の取扱いはどうなりますか。

収入保険の加入者が納付する保険料、積立金及び付加保険料については、税務上、

- ① 保険料、付加保険料は、原則として保険期間の必要経費又は損金に算入
- ② 積立金は、預け金となります。

Q10 保険金及び特約補てん金の税制上の取扱いはどうなりますか。

- 1 保険金と特約補てん金のうち国庫補助相当分は、保険期間の翌年に支払われますが、支払われた年の総収入金額に算入すると税負担が過大になる恐れがあるため、税務上、保険期間の総収入金額に算入することになります。
- 2 保険期間終了後、加入者は収入保険の保険金及び特約補てん金（国庫補助相当分）の見積りを行い、これら見積り金額を含めて確定申告を行うことになります。
- 3 このため、確定申告に間に合うように、全国農業共済組合連合会が、保険金及び特約補てん金の見積りができるツールを準備し、農業共済組合等の職員がサポートします。

Q11 青色申告を行っている農業者が経営を移譲した場合、その青色申告実績は引き継がれるのですか。

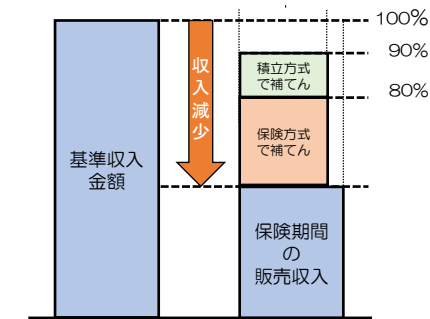
- 1 青色申告を行っている農業者が、経営を移譲する場合の青色申告実績の取扱いについては、
 - ① 譲受人が青色申告を行う者であって、
 - ② 経営移譲の前後で事業の同一性が認められる場合は、青色申告実績を引き継ぐこととします。
- 2 例えば、青色申告を行う子へ親の経営をそのまま移譲する場合は、青色申告実績を引き継ぐことができます。

Q12 過去の収入をみても、収入が大きく減少した年はないので、安い保険料等で加入はできませんか。

農産物の販売収入が半減することが想定しづらい複合経営の方の要望も踏まえ、発動基準（基準収入金額の9割）は変えずに、受け取る保険金の額を小さくする（補償の下限を70%、60%、50%から選択し、補償範囲を小さくする）ことで、保険料が最大で約4割安くなるタイプを用意しています。

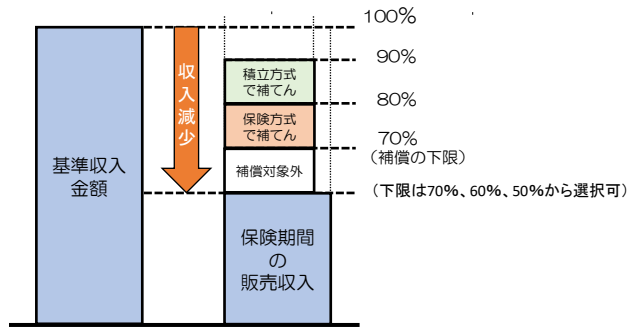
例えば、基準収入金額が1,000万円の場合は、保険期間の販売収入がゼロになるまで補償する基本タイプでは、保険料は約10.8万円ですが、補償の下限を基準収入金額の70%、すなわち販売収入が700万円になるまで（3割減）の収入減少を補償するタイプにすると、保険料は約6.1万円（約4割安い）となります。

基本のタイプ
補償の下限を選択しない場合



（注）5年以上の青色申告実績がある者の場合

補償の下限を設けたタイプ
基準収入金額の70%を補償の下限として選択した場合



（注）5年以上の青色申告実績がある者の場合

【加入者が負担する保険料・積立金・付加保険料】（基準収入金額1,000万円、新規加入の場合）

	保険料	積立金	付加保険料 (事務費)	合計
基本タイプ	10.8万円	22.5万円	2.2万円	35.5万円
補償の下限を設けたタイプ	6.1万円	22.5万円	1.9万円	30.5万円

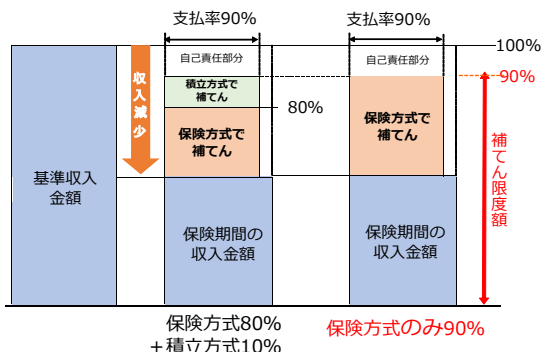
税務上の必要経費となります。

Q13 積立金の負担が大きいため、最大補償を受けつつ、負担を軽減することはできませんか。

積立金の負担が重いと感じる方の要望を踏まえ、保険方式のみで基準収入の9割を補償限度とする「保険方式補償充実タイプ」を用意しています。

保険方式だけで、従来からある積立方式を併用するタイプと同じ補償が受けられます。積立方式を併用するタイプに比べ、保険料の負担は増えますが、保険料の全額が税務上の必要経費となるため、所得税・法人税が軽減されます。

例えば、基準収入金額が1,000万円の場合で保険方式80%+積立方式10%の場合では、お支払いいただく保険料は合計で約35.5万円ですが、保険方式90%の場合は、約25.2万円となり、約10.3万円（約3割）負担が軽減されます。



【加入者が負担する保険料・積立金・付加保険料】
（基準収入金額1,000万円、新規加入の場合）

	保険料	積立金	付加保険料 (事務費)	合計
保険方式80% + 積立方式10%	10.8万円	22.5万円	2.2万円	35.5万円
保険方式のみ90%	23.0万円	-	2.2万円	25.2万円

税務上の必要経費となります。

相談窓口

● 収入保険の補償内容など詳しいことは、以下の相談窓口にお問合せください。

全国農業共済組合連合会

〒102-0082 東京都千代田区一番町19番地

TEL：03-6265-4800(代)

ホームページ：<https://www.nosai-zenkokuren.or.jp/>



(ホームページ)



(Facebook)

都道府県	相談窓口	TEL	ホームページURL	都道府県	相談窓口	TEL	ホームページURL
北海道	北海道農業共済組合	011-271-7235	https://www.nosai-do.or.jp	愛知県	愛知県農業共済組合	052-204-2411	https://www.nosai-aichi.jp/
青森県	青森県農業共済組合	017-775-1165	http://www.nosai-aomori.or.jp/	三重県	三重県農業共済組合	059-224-0504	https://www.nosaimie.or.jp/
岩手県	岩手県農業共済組合	0198-29-5939	https://nosai-iwate.net/	滋賀県	滋賀県農業共済組合	077-524-4688	https://www.nosai-shiga.or.jp/
宮城県	宮城県農業共済組合	0229-87-8284	https://www.nosaimiyagi.or.jp/	京都府	京都府農業共済組合	075-222-5700	https://www.kyoto-nosai.jp/
秋田県	秋田県農業共済組合	018-884-5254	https://www.nosaiakita.or.jp/	大阪府	大阪府農業共済組合	072-275-9772	http://nosai-osaka.com/
山形県	山形県農業共済組合	023-665-4700	https://www.yynosai.or.jp/	兵庫県	兵庫県農業共済組合	078-332-7166	https://www.nosai-hyogo.or.jp/
福島県	福島県農業共済組合	024-521-2730	https://www.fukushima-nosainet.jp/	奈良県	奈良県農業共済組合	0744-21-6313	https://www.nosainara.jp/
茨城県	茨城県農業共済組合連合会	029-215-8882	https://www.nosai-ibaraki.or.jp/	和歌山県	和歌山県農業共済組合	073-436-0771	https://www.nosai-wakayama.or.jp/
	いばらき広域農業共済組合	029-350-8815	https://www.ibaraki-nosai.or.jp/	鳥取県	鳥取県農業共済組合	0858-37-5631	https://www.nosai-tottori.jp/
	鹿行農業共済組合	0299-90-4000	http://www.nosai-rokko.or.jp/	島根県	島根県農業共済組合	0853-22-1478	https://www.nosai-shimane.jp/
	茨城県西農業共済組合	0296-30-2912	http://www.nosai-ibanishi.or.jp/	岡山県	岡山県農業共済組合	086-230-5569	https://www.ok-nosai.or.jp/
栃木県	栃木県農業共済組合	028-683-5531	https://www.nosai-tochigi.or.jp/	広島県	広島県農業共済組合	082-262-4711	https://www.nosai-hiroshima.or.jp/
群馬県	群馬県農業共済組合	027-251-5631	https://www.nosai-gunma.or.jp/	山口県	山口県農業共済組合	083-972-7500	https://ymgo-nosai.org/
埼玉県	埼玉県農業共済組合	048-645-2141	https://nosai-saitama.or.jp/	徳島県	徳島県農業共済組合	088-622-7731	https://www.nosai-tokushima.jp/
千葉県	千葉県農業共済組合	043-245-7447	https://www.nosai-chiba.or.jp/	香川県	香川県農業共済組合	087-899-8977	https://nosai-kagawa.jp/
東京都	東京都農業共済組合	042-381-7111	https://www.nosai-tokyo.jp/	愛媛県	愛媛県農業共済組合	089-941-8135	http://www.e-nosai.or.jp/
神奈川県	神奈川県農業共済組合	0463-94-3211	http://www.nosai-kanagawa.jp/	高知県	高知県農業共済組合	088-856-6550	https://www.nosai-kochi.or.jp/
山梨県	山梨県農業共済組合	055-228-4711	https://www.nosai-yamanashi.or.jp/	福岡県	福岡県農業共済組合	092-721-5521	https://nosai-fukuoka.or.jp/
新潟県	新潟県農業共済組合	025-282-5149	https://www.nosai-niigata.or.jp/	佐賀県	佐賀県農業共済組合	0952-31-4171	https://www.nosai-saga.or.jp/
富山県	富山県農業共済組合	076-461-5333	https://www.nosai-toyama.jp/	長崎県	長崎県農業共済組合	0957-23-6161	https://www.nosai-ngs.jp/
石川県	石川県農業共済組合	076-239-3111	https://www.nosai-ishikawa.or.jp/	熊本県	熊本県農業共済組合	0964-25-3207	https://www.nosai-kumamoto.or.jp/
福井県	福井県農業共済組合	0778-53-2701	https://www.nosai-fukui.jp/	大分県	大分県農業共済組合	097-544-8110	https://www.nosai-oita.jp/wp/
長野県	長野県農業共済組合	026-217-5919	https://www.nosai-nagano.or.jp/	宮崎県	宮崎県農業共済組合	0985-27-4288	https://nosai-miyazakiken.jp/
岐阜県	岐阜県農業共済組合	058-270-0082	https://nosai-gifu.or.jp/	鹿児島県	鹿児島県農業共済組合	099-255-6161	https://www.nosai46.jp/
静岡県	静岡県農業共済組合	054-251-3511	https://www.nosai-shizuoka.or.jp/	沖縄県	沖縄県農業共済組合	098-833-8132	https://www.nosai-okinawa.jp/

農林水産省経営局保険課

TEL：03-6744-7148

ホームページ：<https://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/syunyuhoken/index.html>



(ホームページ)